

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)

平成24年6月1日時点

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項					
1	届出により機関投資家となった者の公表方法の改善	届出により適格機関投資家となった者について、適用日より前に官報及び金融庁ホームページで公表することとし、金融庁ホームページにおいては、ファイルを開く前に更新日が確認できるよう対応する。	平成23年度	金融庁	届出により適格機関投資家に該当することとなった者について、適用日より前に官報及び金融庁のウェブページで公表することとし(平成23年5月31日より実施)、また金融庁ウェブページでは、ファイルを開く前に更新日を確認できることとした。(平成23年3月1日より実施)。
2	金融庁が公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」の公表方法の改善	金融庁ホームページで公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」について、利用者の利便の向上のため、Excelによる公表や更新日の記載を行う。	平成22年度 (措置済み)	金融庁	平成23年3月末までに、金融庁のHPで公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」について、ExcelとPDFによる公表、及び更新日の記載を開始した。
3	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲を拡大する。	平成23年度	金融庁	コミットメントラインの借主の範囲を大会社等以外にも拡大する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日施行。
4	銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁	銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁について、法改正を含めた必要な法制面での対応についての検討結果を受けて、関連法案を国会に提出する。	平成23年度	金融庁	銀行本体によるファイナンス・リースの活用を解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日施行。
5	広域連合の運営等に係る制度改善	広域連合に執行機関としての合議制の理事会を置くことができることを含む地方自治法の一部改正案を国会に提出する。	平成23年度	総務省	広域連合に執行機関としての合議制の理事会を置くことができることを含む地方自治法の一部改正案を平成24年通常国会に提出済み。
6	危険物消火設備としての窒素消火設備の追加	窒素を用いた消火設備について、「ガス系消火設備の基準に関する調査検討会」において、製造所等に窒素を用いた消火設備を設置する場合に必要な技術基準について検討を行ってきたところ、当該検討の結論に基づき、関係法令の改正に向けて措置を講ずる。	平成23年度	総務省	製造所等に窒素を用いた消火設備を設置することができるよう、必要な技術基準について、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)の改正並びに窒素を用いた消火設備を含む不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の制定を行い、平成23年12月21日に公布し、平成24年4月1日までに施行した。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
7	災害時や断水時に備えるためのトイレ対策	消防庁防災マニュアルー震災対策啓発資料ー、緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方について、よりわかりやすいホームページとなるよう更新する。	平成23年度	総務省	消防庁ホームページ「消防庁防災マニュアルー震災対策啓発資料ー」の消防庁非常用持出品チェックリストに携帯用トイレの項目を追加した。
8	コンテナ型データセンターに係る消防法上の取扱いの見直し	建築基準法上の建築物の対象外となるコンテナ型データセンターに係る消防法上の取扱いについて運用の指針を明確化し、消防機関等について周知を徹底する。	平成22年度 (措置済み)	総務省	「コンテナ型データセンターに係る消防法上の取扱いについて」(平成23年3月31日付け消防予第96号)により、コンテナ型データセンターに係る消防法上の取扱いを明確化し、当該通知に基づき運用を図るよう消防機関等に対し周知を図った。
9	税関の複数部署への「役員変更届」の一本化	保税蔵置場等の許可とAEO事業者の承認の役員変更に係る届出について、一税関内での窓口を一本化するよう運用を改める。	平成23年度	財務省	保税蔵置場等及びAEO事業者の役員の変更について、AEO担当部門へ届け出ている場合には、同一税関の保税担当部門へ届け出ることを要しない旨の関税局長通達(「関税法基本通達等の一部改正について」(平成23年6月30日財関第746号))を発出し、役員変更届に係る一税関内での窓口の一本化を措置済み。(平成23年7月1日実施)
10	輸出申告書における「仕向人住所氏名」の定義の明確化	輸出申告書における「仕向人住所氏名」の定義について明確にし、税関各署での解釈・運用が統一されるよう周知を徹底する。	平成23年度	財務省	輸出申告書における「仕向人住所氏名」欄の記載方法については、税関各署所での解釈・運用が統一されるよう周知を徹底した(平成23年6月30日)ことに加え、「Q&A」を税関ホームページに掲載し申告者への周知を行った(平成23年7月4日実施)。
11	高度管理医療機器等販売業賃貸業に係る管理者の継続研修の取扱いの明確化	当該年度に基礎講習を修了した者が新しく管理者になった場合、当該年度の継続的研修は不要であることについて周知を徹底する。	平成23年度	厚生労働省	当該年に基礎講習を修了した者が新しく管理者となった場合、当該年度の継続的研修は不要であることについて、都道府県打合せ会議や講習会などで説明し、周知している。 【実績】 都道府県打合せ会議:11月1日 講習会:10月6日、11月2日、10日、15日
12	受給権者・遺族に対する厚生年金基金加入情報の提供義務化	年金事務所及び年金相談センターにおいて、厚生年金基金加入期間を有する者に対する厚生年金基金の請求手続を喚起するよう、年金相談マニュアルの改訂を行うとともに、年金事務所に基金請求を注意喚起するためのチラシを設置する。	平成22年度 (措置済み)	厚生労働省	(実施済み) ①年金相談マニュアルの改訂 →平成23年2月改訂した。 ②「厚生年金基金の請求手続を喚起するためのチラシ」の設置。 →チラシ設置等の対応について、年金事務所等の各拠点へ指示・依頼文書を発出した(平成23年1月31日)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
13	ハローワークにおける、求職者一人当たりの職業紹介件数についての柔軟な対応	ハローワークにおいては、求職者の能力や適性に見合った求人であれば、十分な職業相談を行った上で、ケースにより設定件数に縛られることなく、柔軟に職業紹介を行っているところであり、このことについて周知を徹底する。	平成23年度	厚生労働省	平成23年9月12日厚生労働省首席職業指導官室長補佐事務連絡「公共職業安定所における職業紹介件数の柔軟な対応について(周知)」により、各労働局あてに左記取組についての周知徹底を図った。
14	ハローワーク求人情報(障害者向け)のインターネット検索について	障害者が一層効率的に就職活動を行うことができるよう、事業主が公開を希望する障害者を対象とした求人について、当該情報を新たに「ハローワークインターネットサービス」に掲載し、検索するためのシステム改修を行う。	平成24年度	厚生労働省	今年度中の実施に向けて、必要なシステム改修の準備を進めているところである。
15	鮭鱒類の輸入承認の迅速化	国際条約の適正な履行を図るために必要な審査を水産庁及び経済産業省がそれぞれ行う必要がある中で、審査に要する期間を縮減するため、両省庁への提出書類を簡素化する。	平成23年度 (一部措置済)	農林水産省 経済産業省	経産省貿易経済協力局が定める規程の改正を行い(平成23年6月1日施行)、農水省及び経産省への提出書類のうち、農水省では輸入貨物の船荷証券等、経産省では加工原料を確認するための資料等の提出を不要とし、経産省の審査期間を1日間短縮した。
16	高圧ガス保安法における「火気を取り扱う施設」の解釈の明確化	防爆指針に基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造でなくても「火気を取り扱う施設」に該当しないという趣旨を、運用解釈内規に追記し、明確化を図る。	平成23年度	経済産業省	運用解釈内規を改正し、防爆指針に基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても「火気を取り扱う施設」に該当しないという趣旨を明記し、平成23年7月4日付けで施行した。
17	高圧ガス保安法における軽微な変更工事の範囲の明確化	高圧ガス保安協会への委託検査受検品であって一定の検査方法・検査基準に従って検査を行ったものへの取替えは、高圧ガス保安法の軽微な変更工事に該当すること、また、消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。)の取替えは、許可・届出が不要な工事であることについて、都道府県に周知を徹底する。	平成23年度	経済産業省	軽微な変更の工事及び許可・届出が不要な工事の内容についての解釈を示した通達を、平成23年5月27日付けで都道府県に対して改めて通知し、周知徹底を図った。
18	家庭用燃料電池の技術基準の見直し	家庭用燃料電池設備に対して設置が義務付けられている過圧防止装置について、安全性を考慮しつつ、その義務付けの範囲を見直す。	平成23年度	経済産業省	「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及びその解釈の改正を行い、一般用電気工作物において、固体高分子型だけでなく、固定酸化物型においても耐圧部分に係る過圧防止用安全弁等の設置義務が免除されることとなった。平成23年9月30日施行・公布。
19	独立行政法人日本貿易保険の海外事業資金貸付保険における制限の緩和	独立行政法人日本貿易保険が行う海外事業資金貸付保険において、期間基準を短縮する。	平成23年度 (措置済み)	経済産業省	平成20年12月に、NEXIは金融危機対策として、海外子会社に対する1年以上の運転資金の貸付について、海外事業資金貸付保険の付保を可能とするなどの運用改善を行いました。当該措置は平成22年3月末日を期限としておりましたが、平成25年3月末日まで期限の延長を行いました。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
20	圧力設備の供用適性評価におけるAPI579-1/ASME FFS-1規格の適用	圧力設備の供用適性評価を行うに当たり、認定保安検査実施者に対し、API/ASME FFS-1や我が国の研究成果等を参考に制定された規格である「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準」の利用を認める。	平成22年度 (措置済み)	経済産業省	認定保安検査実施者に対し「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準」の利用を認めるよう内規を改正し、平成23年3月25日付けで施行した。
21	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の見直し	民間賃貸住宅の退去時における原状回復に係るトラブルが増加していることを踏まえ、賃借人側及び賃貸人側双方の関係者の意見を考慮しつつ、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂版を策定する。	平成23年度	国土交通省	「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂版については、平成23年6月に意見募集を行い、取りまとめた上で、平成23年8月に策定、公表、ホームページ等により周知に努めているところ。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm
22	市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施	市街地再開発事業の都市計画の決定に当たっては、地権者等の都市計画同意は要件とされていないことについて、改めて通知の周知徹底を行う。	平成23年度	国土交通省	市街地再開発事業の都市計画の決定に地権者等の同意は要件とされていないことについて改めて周知するため、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行及び市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」(平成23年7月25日付国都まち第13号、国都計第9号、国都制第10号、国住街第80号)を発出した。
23	承認船員制度における船長による実務能力確認の適用対象国の拡大	承認船員制度における船長による実務能力確認について、その適用対象国の拡大を実施する。	平成23年度	国土交通省	承認船員制度における船長による実務能力確認の適用対象国として、新たにインド、クローチア、ルーマニア及びブルガリアの4カ国を追加する旨の通達改正を行った。(平成23年3月31日付 国海技第181号「承認関係事務実施要領について」(一部改正))
24	港湾管理者による埠頭株式会社の株式保有義務の見直し	埠頭株式会社の発行株式総数の2分の1以上を港湾管理者が保有する義務を廃止する旨の法案を提出する。	平成22年度 (措置済み)	国土交通省	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)を改正し、埠頭株式会社の発行株式総数の2分の1以上を港湾管理者が保有する義務を廃止した(平成23年12月15日施行)。
25	廃棄物の多量排出事業者計画の統一と報告の電子化	「多量排出事業者」の提出する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画について統一的な様式を定めるとともに、当該計画及び当該計画の実施の状況の報告について、電子ファイルによる提出を可能とする。	平成23年度	環境省	当該事項については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条の4の5及び第8条の17の2の改正及び「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第5条(別表第2)及び第7条の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項					
1	官民交流法に基づき民間から国に交流採用された者の企業年金加入資格の取扱いの見直し	官民交流の更なる活性化を図るため、官民交流法に基づき民間から国に交流採用されている職員にできる限り不利益が生じることのないよう、交流採用職員を対象とした企業年金を認めるかどうかについては、平成25年に所要の法案を提出することとしている新たな年金制度創設に向けた議論と併せて検討を行う。	平成25年の法案提出に向けて検討	【人事院】 厚生労働省	平成23年6月に決定した「社会保障・税一体改革成案」では、新しい年金制度の創設については、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進めるとする一方で、まずは年金改革の目指すべき方向性に沿った現行制度の改善を図ることとしている。 被用者年金一元化を含む公的年金制度改革の今後の方向性を踏まえつつ、検討を進めることとしている。
2	国から広域連合への権限移譲に係る制度改善	広域連合から権限移譲の要請を受けた後の国の対応について、「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	内閣府 総務省	平成24年4月末の地域主権戦略会議で「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成)」が了承され、広域連合等を受け皿とした国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る制度の大枠を取りまとめた。これに沿って法案の内容等について検討を進め、平成24年通常国会への法案提出を目指す。
3	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止策に関する効果の検証及び更なる対策等の検討	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止については、事業者等と連携した取組が一部開始されているところ、施策の効果(盗品の流通量・検挙件数等)について早期に検証し、更なる対策の必要性や制度の在り方について検討する。	平成23年度のできる限り早期に検証、検討開始	警察庁	盗品をインターネットオークションを通じて処分した事犯の検挙状況等に着目し、関係事業者等と連携した取組の効果の把握を進めているところである。 平成23年度中に、盗品カーナビの流通防止対策に関する関係事業者等の取組状況等についてヒアリング等を実施したところ、平成21年度総合セキュリティ対策会議の提言を受けたインターネット・オークション事業者及びカーナビメーカー等の取組は概ね実施されている。 また、インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通状況については、盗品カーナビをインターネット・オークションを通じて処分した事犯の検挙件数は、平成23年には平成22年の約4割に減少している。 今後は、盗品カーナビについては引き続き平成21年度総合セキュリティ対策会議の提言に基づく取組を推進するとともに、カーナビ以外の盗品については、今後の犯罪情勢を踏まえ、対策の必要性が認められた段階で対策を講じることとする。
4	保険会社の共同行為の認可申請における記載事項の簡素化	保険会社が共同行為を行う際の認可申請書の記載事項から、代表者の住所を削除することについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	保険業法施行規則を改正(平成24年内閣府令第36号)し、保険会社が共同行為を行う際の認可申請書の記載事項から、代表者の住所を削除。(平成24年4月18日公布・施行)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
5	認可を受けて共同行為を行う保険会社に課せられる届出事項の簡素化	認可を受けて共同行為を行う保険会社の代表者の住所が変更された場合に、その旨を届け出を不要とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	保険業法施行規則を改正(平成24年内閣府令第36号)し、認可を受けて共同行為を行う保険会社の代表者の住所が変更された場合に、その旨を届け出を不要とした。(平成24年4月18日公布・施行)
6	金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」の確認の容易化	金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」に該当する者について、容易に確認することができる方策の検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	金融庁ウェブサイト、「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」の一覧を閲覧することができる「特定投資家に関する情報」を掲載した(平成23年4月11日実施)。
7	貸金業法に基づく報告事務の簡素化	事業報告書と業務報告書の重複する項目について、報告事務の簡素化の観点から見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	「貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成23年内閣府令第35号)により、事業報告書(貸金業法施行規則別紙様式)報告項目のうち、業務報告書の報告項目と重複する「貸付金の種別残高」及び「業種別貸付金残高」について、事業年度の期間が4月1日から翌3月31日までの貸金業者が、当該事業年度の業務報告書を提出している場合には、記載を省略することができる等の見直しを行った。(平成23年7月26日施行)
8	学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外	学校法人向けシンジケートローンを金融商品取引法の適用除外とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	「金融商品取引法施行令」(昭和四十年政令第三百二十一号)を改正し、学校法人向けシンジケートローンを金融商品取引法の適用除外とした(平成24年2月15日公布、4月1日施行)。
9	保険持株会社の子法人(子会社を除く。)等、関連法人等の業務範囲規制の明確化	保険持株会社が、一般事業会社を含め、総株主等の議決権の百分の五十を超えない議決権を保有することについて、特段の制限がないことを監督指針上で明確化する。	平成23年度検討・結論	金融庁	平成23年6月9日付で「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険持株会社が、ある会社(一般事業会社を含む)の総株主等の議決権の百分の五十を超えない議決権を保有することについて、特段の規制がないことを明確化した。(同日から適用)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
10	振替一般債の供託の対象への追加	国(日本銀行・供託所)が供託物としての振替一般債を適正に受払保管することが、法令及びシステム上許容されるのかということについて、その費用対効果等に鑑み、関係省庁及び関係機関で検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁 法務省 財務省	関係省庁及び関係機関で費用対効果の検証を行ったところ、現時点では、振替一般債の取り扱いを実施するために必要となる費用に見合う需要があるか疑義があることから、当面の実施は見合わせることにした。ただし、今後、新たな需要が確認された場合には対応を検討する。
11	消防設備士免状の自主返納の検討	消防設備士の免状所有者の生活環境の変化等により、消防設備士資格を不要と考える者が現れていることを踏まえ、当該資格の全部又は一部に係る免状の自主返納を受け付ける方策について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	消防設備士資格の全部又は一部の種類に係る免状の自主返納についての考え方を整理した上で、平成23年7月1日消防予第240号において「消防設備士免状に関する事務処理要領等について」(平成12年3月24日消防予第66号)の一部改正を行い、免状に係る事務を自治事務として行っている各都道府県に対して、当該自主返納を受け付けるよう要請済である。
12	ワンセグ広範囲放送の商業利用の認可	ホワイトスペース特区においてホワイトスペースを活用したエリアワンセグ放送システム等について地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証実験を進め、必要な環境整備を行うことについて検討を行い、結論を得る。 また、ワンセグの実験試験局の免許申請に際しては、電波の混信によって地上デジタルテレビ放送の視聴者に受信障害を与えないよう審査を行うとともに、今後も免許手続の効率化を図る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	総務省	地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペースを利用するエリア放送については、制度整備案を作成し、意見募集を実施、意見募集の結果等を踏まえ、平成23年度に制度整備を行った(放送法施行規則等の一部を改正する省令 平成24年3月30日公布、平成24年4月2日施行)。
13	政府統計情報の二次活用促進	統計調査情報の利用拡大が図れるよう、オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供について、目的外利用に対する国民の理解の確保、匿名化技術の確立及び検証、費用負担の調整等の課題について検討を開始し、結論を得る。	平成23年度検討開始・平成24年度結論	総務省	統計データの二次的利用促進に関する研究会を開催し、検討中。なお、民間企業等でもオーダーメイド集計及び匿名データを研究のために利用することは可能であり、また、利用可能な統計調査の拡大を図っている。 (提供実績(制度開始(平成21年度)から23年度末までの累計):オーダーメイド集計26件、匿名データの提供91件、計117件)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
14	外国人又は外国法人による土地取得等の制限に関する検討	外国人又は外国法人による土地取得等を制限することについては、関係府省庁が連携して検討することが必要であるが、その前提として、外国人土地法についての従前の経緯及び諸外国の類似の法制につき調査を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	法務省	外国人土地法についての従前の経緯及び諸外国の類似の法制につき調査を行い、平成23年4月、その結果を菅総理(当時)に報告した。調査の結果、外国人土地法は、大正14年当時まで禁止されていた外国人又は外国法人による土地取得を解禁するものであったこと、当時の我が国の情勢や法制度等を前提に制定されたものであったことなどの理由から、今日において、外国人土地法を用いて外国人又は外国法人による土地取得の規制を行うことは困難であるという結論を得た。
15	航空機燃料税の申告手続の電子化	航空機燃料税の申告手続を電子化(e-Tax)することについて、実施するかどうかを含め、検討する。	平成23年度検討開始	財務省	「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」に基づく「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」において、新規のオンライン利用の開始にあたっては、「システムの構築・運用等に係る費用及び利用者への効果、行政運営の効率化の効果等を基に費用対効果等を事前に検証」することとされている。同実施要領に基づき、航空機燃料税の電子申告化について、検証を行ったところ、現状においては費用が効果を上回る結果となったため、実施しないこととした。ただし、将来的に費用対効果に変化が生ずることがあれば対応を検討する。
16	放射線発生装置の使用場所の届出による一時的変更の対象範囲の拡大	放射線発生装置の使用場所の一時的変更に関して、「直線加速装置及びコッククロフト・ワルトン型加速装置を塔槽類・配管類の非破壊検査のために使用する場合」についても届出による変更が可能となるよう対象範囲を拡大することについて、検討を行う。	平成23年度検討開始	文部科学省	平成24年5月、放射線発生装置の使用場所の一時的な変更の具体的な内容及びニーズについて、放射線障害防止法担当部局において、当該提案元からのヒアリングを行った。当該提案については、安全性の観点から、十分に精査を行う必要があり、引き続き検討の具体化を図っていく予定。
17	医療機関の施設内における他の事業者の広告の取扱いについて	医療機関内の広告について、患者を不当に誘因し、良質かつ適切な医療の提供を阻害しないか等の観点を踏まえ、現場のニーズや実態等を把握した上で、他の事業者の広告の取扱いについて検討する。	平成23年度検討開始	厚生労働省	標記の件については、社会保障審議会医療部会における議論を踏まえて、検討を進めている。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
18	個人輸入できる医療機器の個数の見直し	薬監証明を必要とせずに税関限りの確認で個人輸入出来る医療機器の個数については、家庭用に使用される物について1セットとしているところであるが、ディスプレイ用品の個人輸入数量制限の見直しについて、使用形態を踏まえ検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	家庭用に使用される医療機器のうち、使い捨てコンタクトレンズ、生理用タンポン等のディスプレイ用品については、反復して使用できないこと、1回の使用で目的を達成できない製品もあることから、個人輸入数量制限の見直しを行い、薬監証明を取得せずに2ヶ月分まで個人輸入できる旨明確化した。 なお、このことについては、平成23年3月31日に「医薬品等輸入手続質疑応答集(Q&A)について」(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡)を发出して、各都道府県及び各地方厚生局等関係者に対して周知し、また、厚生労働省HP上の「医薬品等の個人輸入について」(http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html)に掲載することで、広く周知した。
19	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可・変更申請様式の見直し	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可は自治事務であるため、統一様式とすることは困難であるが、各都道府県の意見を聴取した上で、標準的な様式を作成する方向で検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	各都道府県の意見を聴取し、標準の様式を作成した上で、平成24年度夏を目処に各都道府県に対して通知を行う予定。
20	新規設立事務所に係る健康保険組合の規約変更手続の簡素化	健康保険組合の新規設立事務所編入の手続について、関係者の意見を聴取した上で、取扱いの見直しが可能かどうか検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	事業所の編入に関する規約の変更の認可の見直しについて、「認可時の申請手続の簡略化」、「認可の廃止」の観点から、健康保険組合関係者等の意見も聞きながら検討を行ったが、次のような問題があるため、適切な事業所編入を確保するためには、現状の認可申請手続は必要であり、見直しは困難であると考えている。 ①認可制を維持したまま、登記簿謄本の添付を不要とする申請手続の簡略化をした場合、編入する事業所が実在する事業所かどうか、適用事業所かどうかの確認を行わないまま、編入の認可を行うこととなり、実態のない事業所や適用対象でない事業所の組合加入を認めてしまうおそれがあることから、適切ではない。 ②これまでの実例として、総合健康保険組合が、本来は編入できない業種である事業所の編入の認可申請を行ってきたことがあることから、厚生労働大臣による認可を廃止し、届出で足りるとすることについては、結果として、組合の規約に抵触する事業所編入の実態を生じさせるおそれがあり、適切ではない。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
21	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画作成業務の委託件数制限の見直し	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画作成業務の委託件数制限の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	社会保障審議会介護給付費分科会の「平成24年度介護報酬改定に関する審議報告」において、左記委託制限の見直しを行うという結論が出された。これを受けて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)及び地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)を改正し、1つの指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数の制限を廃止した。
22	居宅介護支援事業の事務的負担の軽減	独居高齢者加算の算定に当たり住民票の取得を不要とすることが可能かどうか、居宅介護支援事業の事務負担軽減について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始	厚生労働省	社会保障審議会の議論を踏まえ、平成24年度の介護報酬改定に伴い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)を改正し、独居高齢者加算の算定に当たり住民票の取得を不要とした。
23	介護サービス運営に係る記録の保管義務期間の見直し	指定を受けた事業者は、利用者又は入所者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとなっているが、その適正な運用が図られるよう検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」が平成23年通常国会において可決成立し、介護サービス運営に係る記録の保管期間に関する基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえ、平成24年3月30日付け事務連絡により、自治体において地域の実情に応じて、適切に条例を定め、これに基づいた適正な指導がなされるよう周知した。
24	遺族年金の支給対象の見直し	遺族年金の在り方については、平成25年に所要の法案を提出することとしている新たな年金制度の創設に向けた議論において検討を進めていく。	平成25年の法案提出に向けて検討	厚生労働省	遺族基礎年金の支給対象を父子家庭にも拡大することを盛り込んだ「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を平成24年3月30日に提出しており、現在、審議中の状況(6月1日時点)。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
25	定年後に嘱託再雇用する場合等の健康保険と厚生年金保険の同日得喪手続の簡素化	高齢者が定年後に嘱託再雇用する場合等の健康保険と厚生年金保険の同日得喪手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	退職再雇用時の被保険者資格の得喪に関する事務の取扱いについては、もともと事実上の使用関係が継続しているところを使用関係が一旦中断しているとみなす特例的な手続となるため、退職再雇用の事実を正確に確認する必要があるため、「手続の簡素化」の趣旨が、資格の喪失と取得の手続き上の廃止というものであるなら、これらの手続を廃止することは困難である。
26	圧力容器の設計製作における最新ASME規格の利用	最新のASME規格に対し労働安全衛生法における圧力容器構造規格の第70条で定める特例を適用することについて、業界から具体的要望を聴取し、実態等を把握の上、その例示について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	業界から具体的要望を聴取し、専門機関において技術的事項の検討が行われ、平成24年3月30日に結論を得たところであり、平成24年度前半を目途に必要な措置を行う予定である。 ※ 規格第70条の解釈通達において、安全性が確認できないようなものまで特例が適用されるものの例示に含むことがないよう十分な精査が必要。
27	圧力設備の供用適性評価におけるAPI579-1/ASME FFS-1規格の利用	圧力設備の供用適性評価におけるAPI579-1/ASME FFS-1規格に対し労働安全衛生法における圧力容器構造規格の第70条で定める特例を適用することについて、業界から具体的要望を聴取し、実態等を把握の上、安全性の低下を招かないことを前提にその例示について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始	厚生労働省	業界から具体的要望を聴取しているところであり、専門機関における検討を経て、平成25年度中に結論を得る予定である。 ※ 先進的な取組であるため、安全性が低下しないことについて十分な精査が必要。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
28	新規化学物質届出制度の統合・簡素化	新規化学物質の労働安全衛生法に基づく届出と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく届出に関しては、評価の観点や必要試験項目、審査の手続が異なっているが、届出者の利便性を図るべく、それぞれの様式の統合・簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p>1 「新規化学物質等に係る試験の方法について(薬食発0331第7号、平成23・03・29製局第5号、環保企発第110331009号)」通知により措置済み。 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に係る新規化学物質の届出で求めている試験結果報告書のうち、労働安全衛生法の届出で共通して必要となる試験結果について労働安全衛生法で規定する様式による提出も可とした。</p> <p>2 「「労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」の一部の改正について」(平成23年4月18日基発0418第4号)通知により措置済み。 労働安全衛生法に係る新規化学物質の届出で求めている試験結果報告書のうち、化審法の届出で共通して必要となる試験結果について化審法で規定する様式による提出も可とした。</p> <p>3 労働安全衛生法に係る新規化学物質の届出等において、構造式などの複雑な記載項目については、他の届出書類の写し等の添付により、記載の省略を可能とする労働安全衛生規則改正案の概要について、平成24年5月28日からパブリックコメント手続を実施している。(平成25年1月1日施行予定)</p>
29	外国資本による森林買収動向の調査の継続	森林の多面的機能の発揮という観点から、平成18年1月から平成21年12月までの期間における外国資本による森林買収について、国土交通省と連携し、国土利用計画法に基づく土地取引の届出情報を参考に都道府県を通じて調査を行ったところである。更に、平成23年3月1日に森林法の改正案を閣議決定して国会に提出し、所有者のいかにかわらず、無断での伐採に対する規制を強化する等の措置を導入することとしているところである。外国資本による森林買収の動向を把握することの重要性に鑑み、今後も調査を継続することについて検討する。	平成23年度検討開始	農林水産省 国土交通省	<p>○「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の規定や他の行政が有する森林所有者情報の利用に関する規定、無届による伐採に対して、伐採の中止や造林の命令が発せられる仕組みの創設等を措置。</p> <p>○外国資本による森林買収に関して、林野庁と国土交通省が連携し、平成22年の事例について都道府県を通じて調査を行い、結果を公表(平成23年5月11日)</p> <p>○外国資本による森林買収に関して、農林水産省と国土交通省が連携し、平成23年の事例について都道府県を通じて調査を行い、結果を公表(平成24年5月11日)</p>
30	魚粉を含んだ飼料の輸出承認の見直し	配合飼料や飼料原料の需給の状況等を考慮しつつ、魚粉を含んだ飼料の輸出承認の見直しについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度結論	農林水産省 経済産業省	輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)を改正し、魚粉を含んだ飼料の輸出承認制度を廃止した。(平成24年4月1日施行。)

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
31	輸出承認手続の利便性向上	輸出貿易管理令別表第2に掲げる貨物の輸出に関し、海外グループ会社等、継続的な取引関係を有する同一の相手方との取引について、包括的な承認制度の導入を含め、利便性を高める方策について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省	輸出令別表第2で麻薬及び向精神薬の原材料として輸出規制しているもののうち工業用途としても広く使用される6品目を対象とし、同一の規制物質、同一の買主、同一の荷受人向けに反復継続して行う輸出について一括して承認を行う「継続取引一括輸出承認制度」を平成24年3月に創設した(平成24年3月1日施行)。
32	圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用	最新ASME規格の内容を踏まえ、高圧ガス保安法における特定設備検査規則で定める材料の最小引張強さの安全係数を引き下げた場合に、いかなる安全上の課題や制度的手当の必要性があるかについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省	平成22年度に、検討を前倒しで実施し、最新ASME規格の内容を踏まえ、安全係数を引き下げた場合の安全上の課題や制約的手当の必要性についての結論を得、特定設備検査規則第51条の規定に基づく、経済産業大臣に認可を受けた場合の特例により対応することとした。これを踏まえ、特定設備検査規則第51条の規定に基づく特例を受ける際に参照する資料として、平成23年度から、高圧ガス保安協会が、安全係数2.4の最新ASME規格を踏まえた具体的な技術基準を、平成24年度中を目途に作成中。
33	高圧ガスの輸入に係る容器検査手続の簡素化	高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査に合格したのものと扱われる容器の規格に適合するものとして、EU規格を追加することを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省	運用解釈内規を改正し、高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査に合格したのものと扱われる容器の規格に適合するものとして、EU規格を追加し、平成23年7月4日付けで施行した。
34	固定価格買取制度の対象要件の見直し	再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度について、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電といった実用化されている全ての再生可能エネルギーにまで拡大することを基本として買取制度小委員会において制度の詳細の検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	経済産業省	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、平成23年8月に第177回通常国会で成立。平成24年7月1日から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始。その対象は、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電である。
35	建築確認申請・審査手続の迅速化(構造計算適合性判定機関による事前相談の推進)	構造計算適合性判定機関による事前相談を推進することについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省	平成23年3月25日に「構造計算適合性判定等の円滑化について」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4939号)を发出し、構造計算適合性判定機関(適判機関)による事前相談を促進するため、「確認審査に係る事前相談の際の適判機関の特定」、「適判機関における事前相談への対応」等を行うよう、適判機関等に対して周知したところ。

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)における閣議決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制改革の概要			
36	建築物等に係る大臣認定の迅速化(認定期間の短縮化)	認定期間の短縮化に係る運用改善策の検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省	平成23年3月25日に「構造方法等の認定に関する運用改善」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4942号)を发出し、大臣認定の迅速化・簡素化を図るため、安全性等の観点から支障のない軽微な変更の範囲等を明確化し、指定性能評価機関等に対して周知したところ。
37	建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更の取扱いの明確化	建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更に関する事例の周知を通じ取扱いの明確化を図ることについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省	平成23年3月25日に国土交通省のホームページにおいて、建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更に関する事例を公表し、軽微な変更に係る取扱いの明確化を図ったところ。 http://www.mlit.go.jp/common/000138962.pdf
38	コンテナ型データセンター設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討するに当たり、ISO規格コンテナではないものも含めてその検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論(実施済み)	国土交通省	平成23年3月25日に「コンテナ型データセンターに係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4933号)を发出し、コンテナ型データセンター(ISO規格コンテナではないものも含む。)について、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件を明確化し、特定行政庁等に対して周知したところ。
39	バス事業規制の見直し	バス事業規制について、高速乗合バスと高速ツアーバスの公平・健全な競争環境の整備、乗合バスの運賃認可申請に係る手続の簡素化の観点から見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	平成22年12月よりバス事業のあり方検討会を開催し、平成24年3月に最終報告書を取りまとめたところ。今後、同報告書と関連道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、平成24年7月を目途に省令改正等の必要な措置を講ずる予定である。
40	需要に応じた航空定期便の経路変更認可の迅速化及び運休届出の提出期限の緩和	航空定期便の経路変更における変更認可の手続の迅速化について検討を行い、結論を得る。また、需要に応じた運航を可能にする観点及び利用者の利便の確保の観点の双方に配慮しつつ、定期貨物便の運休の届出における事業計画変更の提出期限の緩和について検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	定期便の経路変更の認可については、メールの活用等により手続きの迅速化・柔軟化を図っている。国際定期便の運休届の提出期限について、原則、運休日の7日前までに緩和した。(平成23年7月19日付けで「定期航空路線(国際線)上における臨時的な運休等の取扱いについて(平成7年空事第307号)」を一部改正)
41	定期路線経路上の一地点を目的地とする臨時便の取扱いの緩和	航空機の安全運航体制の確保や他国との取決めに配慮しつつ、突発的な需要に応じた寄港地までの運航に係る手続の簡素化について、検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	定期路線経路上の一地点を目的地とする運航について、事業計画等で臨時便を運航することがある旨を含め認可を受けている場合には、出発地の空港事務所等への届出により実施できるよう、平成23年7月19日付けで通達(「定期航空運送事業者が行う当該事業者の定期航空路線上における臨時便の取扱いについて(昭和41年空監第10号)」)を改正した。

(注) 所管省庁欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。